

「あま市人権施策の基本的在り方及び人権尊重のまちづくり条例（仮称）の制定に向けた基本的な考え方」の
提言案についての意見募集（パブリックコメント）の結果について

- 意見募集の期間：平成23年10月6日（木）～平成23年11月4日（金）
- 意見を提出された方：47名
- 意見数：84件

「あま市人権施策の基本的在り方」について

項 目	意見の概要(原文要約)	件数	意見に対する懇話会の考え方
はじめに	3段落目の『そこで21世紀が「人権の世紀」であること』を『そこで21世紀を「人権の世紀」としていく必要があること』としてほしい。	1件	ご意見としてお聞かせいただき、行政当局へ伝えます。
(1 ページ関係)	3段落目2行目の「相手を思いやる心の大切さを」の次に「市当局自らが深く自覚すると共に」を加えて「市民一人ひとり」にとする文面にしてほしい。	1件	平成23年3月に取りまとめられた「人権に関する市民意識調査」における「人権を侵害されたと思った場面」を見ましても、人権侵害は人の営みのあらゆる場面で起こり得るものと考えられます。 国や自治体などの公的機関が人権尊重の責任を負うことはもちろんですが、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、お互いの人権を尊重することが大切であると考えています。
2 人権施策の基本的在り方について	3行目「誰にとっても」の前に「国や自治体などで公的機関が最大限尊重すべきものです。また、誰にとっても」としてほしい。	1件	
(1) 人権とは	5行目「私たちまわりには」の次に「公的機関による作為や不作為などによって、また「偏見」・・・」としてほしい。	1件	
(2 ページ関係)			
(3) 基本理念	9行目「このように、」の前に「行政の人権尊重に対する取り組みや責任の自覚から」を明記してほしい。	1件	
(2 ページ関係)			
(4) 基本目標	④を「人権との関わりの深い主体の取り組み」とし、「人権が尊重される社会(市)を築くためには市行政の役割の重要性(責務)を強調し、さらに教育(学校)医療、福祉機関、民間企業、団体などの役割を明記する必要がある。	1件	人権擁護の取組みの主体として、市民の存在を欠かす事は出来ないと考えており、市民を含めた「みんなの協働」とすることが適当であると考えています。 こうした協働の結果、⑤の「共生社会をめざす」ものと考えています。
(3 ページ関係)	⑤を「みんなの協働による取り組み」とし、⑤の「共生社会をめざす」を削除する。	1件	
(5) 施策の体系	《取り組み》で《様々な・・・》4番目に「行政における人権研修の推進」を加えたらどうか？	1件	ここでは様々な場を示すことから、ご指摘の行政も「職場」の範疇に含まれているものと考えております。
(4 ページ関係)			

「あま市人権尊重のまちづくり条例（仮称）の制定に向けた基本的な考え方」について

項 目	意 見 の 概 要(原文要約)	件数	意見に対する懇話会の考え方
(1) 条例の内容 条例の名称について (5 ページ関係)	「人間を大切に作る条例」とした方がわかりやすいと思います。	1 件	貴重なご意見いただきましたが、人権に重きをおく趣旨を明らかにする観点から原案通り「人権尊重のまちづくり条例」が適当であると考えています
(補足) 条例の主旨 (5 ページ関係)	「社会を実現するためには、」の次に「まずは市の責務から、そして」を加える。	1 件	市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、人権尊重のまちづくりが実現していくものと考えています。
条例の位置づけ (5 ページ関係)	条例の位置づけで『「世界人権宣言」や「日本国憲法」の理念』を『「世界人権宣言」や「日本国憲法」ならびに日本が締結した人権関係条約の基本理念』としたらどうか？	1 件	ご指摘の「日本が締結した人権関係条約」については、世界人権宣言の内容を基礎とした条約等であると認識し、今回の条例案については、「世界人権宣言」や「日本国憲法」の基本理念を記述しましたのでご理解いただきたいと思ひます。
	2 項目の「各種人権施策の底流をなすものです。」の「底流」を「根拠」にしたらどうか？	1 件	ご意見としてお聞かせいただき、行政当局へ伝えます。
推進体制の充実について (9 ページ関係)	2 行目「人権に関する関係機関」の次に「民間団体」を加える。	1 件	「人権に関する関係機関」には、民間団体も含まれるものと理解しています。
審議会の設置について (9 ページ関係)	3 行目「しに当たって、」の次に「被差別当事者の意見を聞き、人権施策に反映させていくことが」を加える。	1 件	市民意識調査の結果を踏まえ、外部有識者等から成る審議会が人権施策基本方針等について調査審議していくこととなります。 あらゆる人が人権侵害の加害者にも被害者にもなり得ることもありますので、この審議会の過程で様々な民意が反映されるものと考えています。
	同行「第三者」を「被差別当事者」としたらどうか？	1 件	
(3) あま市人権尊重のまちづくり条例(仮称)提言案 前文 (11 ページ関係)	3 段目末尾「社会を築いていかななくては」を「社会を築くには、人権を尊重するための主体性と努力」と明記し更に事業者の協力も不可欠であることをいれてほしい。	1 件	前文は理念を示すものであり、事業者については第5条でその旨を明確にしていますのでご理解をお願いします。

項 目	意 見 の 概 要(原文要約)	件数	意見に対する懇話会の考え方
前文 (11ページ関係)	4段落目「よって、私たちあま市民は、」の次に「市、事業者と協働し」を加えたらどうか？	1件	「(4)基本目標」にも合致する貴重なご意見をいただきました。 前文は、一人ひとりがともに人権意識を高めていくことを中心に記載しております。 市民と市、事業者との協働については、人権施策基本方針に盛り込まれることを期待しております。
(2)事業者 (11ページ関係)	「事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。」の「団体」はどのような団体を予定・想定しているのかわからない。「社会福祉協議会」、「商工会」、「町内会」、「婦人会」など幅広い団体が地域には、存在しており、条例はそこまでくってゆけるとは考えられない。	1件	団体とは、営利・非営利を問わず、法人格を持っていないあらゆる団体が含まれるものと理解しています。 しかしながら、団体の規模や性格などに応じて果たすべき役割の大きさやあり方も変わってくるものと考えています。
(市の責務) 第3条 (11ページ関係)	市行政の責務が強く示されていなく、リーダーとしての位置づけが弱いのではないかと？	1件	市は、条例案第3条に基づく市の責務を有するとともに、人権施策基本方針(第6条)を定め、国・県等と推進体制の充実(第8条)に努めることが求められます。 人権施策基本方針を策定実施していく中で、市行政の責務を具体化していくものを考えています。
(事業者の責務) 第4条 (11ページ関係)	自治体によっては市内にある事業所を組織して人権啓発に取り組んでいます。あま市も例えば、30人以上の事業所に、人権啓発に取り組む環境づくりを行ってほしい。	1件	人権施策基本方針の策定の中で検討されるべき事項であると考えています。
責務全般 (11ページ関係)	第4条と第5条においてそれぞれ第2項で「人権施策に協力するよう努めるものとする」として、「上から目線」で「責務」を押し付けているように感じる。	1件	市が行う人権施策を実効性あるものとするためには、市民及び事業者の取組みが欠かせないものと考えています。 市民及び事業者の責務規定はそれぞれの自主的な取組み(人権意識の高揚や社会環境づくり)を促進するものであり、市の人権施策に対する協力についても、あくまでも自主的なものであり、決して市が押し付けるものではないと考えています。
(調査等の実施) 第7条 (12ページ関係)	両親から差別の厳しさを聞かされており、市民の人権意識の変化に調査が必要です。 条例によって市民が人権に対する考え方が変わったか調査することも必要です。	2件 1件	ご意見のとおり市民の皆様の人権意識を踏まえて人権施策が進められるべきであると考えています。
(推進体制の充実) 第8条 (12ページ関係)	「国、県及び関係機関」の次に「民間団体」を加えたらどうか？	1件	「民間団体」も関係機関に含まれるものと考えています。

項 目	意 見 の 概 要(原文要約)	件数	意見に対する懇話会の考え方
(審議会の設置) 第9条	メンバーに被差別当事者や専門分野の人の参画はどうか？	1件	審議会委員については有識者等から市長が新たに選任するものであり、調査審議する内容や社会情勢など踏まえ、適任者が選ばれるものと考えます。
	委員の選出で懇話会の委員が引き続き就任するのか、別途市長が任命するのか不明。	1件	
(12ページ関係)	審議会の開催、調査の回数を明記したらどうか？	2件	調査審議する内容により審議会の開催回数は決まってくるため、予め条例で回数を定めることは困難であると考えています。
	審議会の定数を明記したらどうか？	1件	審議会委員の定数については、任命権を有する市長に委任したいと考えています。

その他の意見

項 目	意 見 の 概 要(原文要約)	件数	意見に対する懇話会の考え方
協働について	市、市民、事業者との協働について。 あま市全ての事業所に協力を得て(仮称)「あま市事業所人権推進協議会」、「あま市事業所人権擁護推進委員会」などの組織を創り活動すれば、行政、市民との連携も強まり意識が高まる。	1件	人権施策基本方針の策定の中で検討していくべきと考えています。
	一人ひとりの市民の人権が尊重される地域社会を実現するためには、行政がまず果たすべき役割を認識して、そのうえで市民と協働していく必要がある。	3件	人権尊重のまちづくりは、市のみならず、市民及び事業者が主体的立場に立ちそれぞれが自らの役割を果たしていくことで、はじめて実現するものと考えています。 各主体の協働については、今後の市が策定する人権施策基本方針の中で検討していくべきと考えています。
財政措置について	「毎年度公表」、「必要に応じて調査等を実施する」場合、予算が伴うことから附帯項目に財政措置を加えてはどうか？	2件	人権施策基本方針に基づき各施策を拡充・充実してゆく中で、これまでと同様の財政措置がなされるものと考えられるので、改めて明記する必要はないと考えています。
	人権施策を効果的に推進するためには「必要に応じて財政上の措置を講ずるものとする」を追加する。	1件	

<p>責務規定について</p>	<p>市民等に「責務」の名で行政の施策を一方的に強要するもの。市民と事業者は主体から「責務」規定を設けることから「客体」に追いやられ、一方的な押し付けとなっていることから、差別問題を解決するには「自由な意見交換のできる環境づくり」が不可欠で、条例案では憲法が規定する「言論の自由」、「表現の自由」という視点が欠落しているため、これらを土台とした「人権尊重のまちづくり」こそ、地域社会における人びとの無理解やわだかまりを解消し、市民の人権が一步一步向上していく道と考えます。</p>	<p>1件</p>	<p>人権尊重のまちづくりは、市のみならず、市民及び事業者が主体的立場に立ち、それぞれが自らの役割を果たしていくことで、はじめて実現するものと考えています。</p> <p>市民及び事業者の責務規定は、それぞれの自主的な取り組み（人権意識の高揚や社会環境づくり）を促進するものであり、市の人権施策に対する協力についても、あくまでも自主的なものであり、決して市が押し付けるものではないと考えています。</p> <p>ご指摘の「言論の自由」、「表現の自由」については、当然のことながら、条例（案）前文の「基本的人権」に含まれるものです。人が人として尊重されるという最も基本的な権利の侵害が、今なお存在することから、この課題の解決を図り、人権尊重のまちづくりを推進していくことが、今回の条例（案）のめざすものとなります。</p> <p>決して言論の自由や表現の自由を軽視するものではなく、これらの権利は市民に人権意識の高揚に努めていただくためにも欠かせないものであると感じております。</p>
	<p>条例は市民と事業者に対し、行政のすすめる施策に協力、寄与することを責務としたうえ、連携の強化を求めています。このことは行政忠誠を誓い、かたんすることを求めているものです。ひいては言論の自由をうばいかねない危惧を持ちます。しかも条例では市長が施策の実施状況を毎年公表するものとなっていますが〔6条3項〕、忠誠度をチェックし公表するのでしょうか。しかも4項では社会情勢の変化によって基本方針が変わるものとしています。基本的人権を尊重していく基本、根本は都度変わるものではないと考えます。</p>	<p>1件</p>	<p>本条例（案）の責務規定は、市民や事業者が自らの役割を果たすことを促すための規定であり、強制力を伴うものではありません。また、毎年の公表については、市が実施する施策の進捗等を報告するものです。</p> <p>基本方針については、国、県及び市の施策の変更や法律改正など、さまざまな変化に対応して変更することが考えられます。</p>
<p>差別や偏見について</p>	<p>「人権」問題を差別問題に狭める。 「差別や偏見」を中心課題にして、「人権」問題を差別問題に限っているのではないかと？</p>	<p>1件</p>	<p>私たちのまわりには「偏見」や「いじめ」、「差別」といった人権に関わる様々な問題があり、さらに近年新たな課題が発生しているという問題意識のもと、人権が尊重されるまちづくりを推進していくものと考えています。</p>
<p>人権侵害事案について</p>	<p>この「条例」の基本的な考え方は、人権問題を差別問題に矮小化している所に問題があります。しかも「基本的在り方」の「重要課題への対応」では同和問題の項の中にのみ「人権侵害事案への対応」がのべられていますが、このことが他</p>	<p>1件</p>	<p>人が人として尊重されるという最も基本的な権利の侵害が、今なお存在することから、この課題の解決を図り、人権尊重のまちづくりを推進していくものであり、決して差別問題に矮小化するものではありません。</p>

	<p>県では大きく一人歩きし、「住民の言論の封じ込め」となっているくらいがあります。</p> <p>行政がすべきことは、人と人との関係においては、自由にもが言えることを保障すべきであり、人権尊重のための土壌づくり、条件整備です。（例：バリアフリー化、ハンセン病元患者の方のふるさとへの呼びもどし環境づくりなど）そのことによって人は人として人権を尊重する感覚を醸成させていくものと思います。</p>		<p>また、市としてはこの条例に基づき人権意識の高揚を図るための施策を実施し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすものと考えています。</p>
	<p>「公」による「私人」への人権侵害事案が報道されている。条例素案では、国、公共団体の行為によって犯される生存権や生活権、企業・職場における差別事象に対する考え方が出されておらず、差別問題・人権問題が「私人」対「私人」の関係に矮小化されている。</p>	1件	<p>この条例は、人権尊重のまちづくりについて、行政・市民・事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めたものです。市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、人権尊重のまちづくりが実現していくものと考えています。</p>
条例制定に反対等の意見について	<p>言論の自由がおびやかされるおそれがあり、一部の人たちの利害の為であることが予想できる為。</p>	1件	<p>あま市での人権意識の高揚を図るものであり、言論の自由を脅かすものではありません。</p> <p>「一部の人たちの利害の為」の趣旨がよくわかりませんが、当然のことながら、条例はすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしています。</p>
	<p>「市民の定義」で外国人を含むのでしょうか？</p> <p>外国人だからと差別してはいけませんが、外国人の犯罪、在日特権などの問題を片付けないまま外国人を含めた上で、かつ日本人の人権も尊重されていないのに条例を制定してまで、縛り付けてまでやる必要はない。</p>	1件	<p>あま市に居住する者を対象としていることから外国人を含むものと考えています。</p> <p>条例を制定し、人権意識の高揚を図っていくもので、より効果的に人権尊重のまちづくりが実現できるものと考えています。</p>
	<p>同和問題の解決に逆行する同和行政継続に他ならない。</p> <p>「人権尊重のまちづくり条例」は西日本の自治体で制定され、あま市の条例の内容もほぼ同一となっており、条例制定を推進してきた人びとの影響を強く受けたものと理解できます。</p> <p>差別解消に逆行する同和行政継続の根拠を与えかねない条例制定は中止すべきと考えます。</p>	1件	<p>私たちのまわりには「偏見」や「いじめ」、「差別」といった人権に関わる様々な問題があり、さらに近年新たな課題が発生しているという問題意識のもと、人権が尊重されるまちづくりを推進していくものと考えています。</p>
	<p>差別を受けてきた人だけの権利として理解させ、人権問題の正しい解決の道をそらすもので、憲法や世界人権宣言の人権及び基本的人権の考えから大きく逸脱する人権条例はやめるべきと考えます。</p>	1件	<p>人権問題については、誰もが加害者になり被害者になり得るものと考えます。私たち一人ひとりが自ら人権意識を高め、すべての人の人権が尊重されるためにもこの条例を制定するものです。</p>
	<p>① パブリックコメントの閲覧・意見募集の期間が短い。</p> <p>② 人権問題を心の問題と矮小化。</p> <p>③ 市民・事業者施策の協力・寄与することを責務とした</p>	1件	<p>パブリックコメントの1か月間という期間については、意見を提出していただくための期間としては妥当だと考えています。②は「条例制定に反対等意見」、③は</p>

	<p>うえ、連携の強化を求めている。言論の自由を奪いかねない。実施状況は公表して忠誠度をチェックするのか。</p> <p>④ 人権問題を差別問題へ矮小化。</p> <p>上記内容を踏まえて言論封じ込めに道を開きかねない、懇話会提言しているところの「あま市人権尊重のまちづくり条例」は提案、制定すべきではないと考えます。</p>		<p>「責務規定」、④は「差別や偏見」の各項目を参考にしてください。</p> <p>あま市のすべての人が人権意識を高め、すべての人の人権が尊重されるためにもこの条例を制定することが必要と考えます。</p>
	<p>「条例」ならびに懇話会の基本的な考え方は、人権問題を人と人との関係において発生するものであり、心の問題ととらえているところです。本来人権を侵害するものは、国や地方公共団体あるいは大企業のような大きな力＝権力を持っているものであり、人権を侵害したものには守らせる法律〔地方自治法、労働基準法など〕で規制、順守させるべきです。人権を人と人の問題、心の問題にしていくことは、人権＝差別問題と矮小化しかねないものです。例示：ハンセン病罹患患者隔離政策、障害を持つ子供の就学、外国国籍の地方公務員登用の門戸は開いたものの実際の採用がされていない。</p>	1件	<p>国や自治体などが人権尊重の責任を負うことはもちろんですが、条例制定権を前提とし、地域の課題を地域で解決していくという視点からすれば、人権尊重のまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが人権意識を高めていくことが重要であると考えています。</p>
反対の反論	<p>言論や表現の自由を侵す恐れで条例反対をする人達もいますが、私は言論や表現の自由の中であっても、人を差別する自由は存在しないと思います。</p>	1件	<p>ご意見としてお聞かせいただき、行政当局へ伝えます。</p>
制定に向けての意見	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題の早期解決に向けて制定してほしい 	10件	<p>ご意見としてお聞かせいただき、行政当局へ伝えます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・「一生涯住み続けたい町」の実現をしてほしい 	2件	
	<ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしい住み良い人権のまちになるよう願っています。基本理念を大切に推進してください。 	4件	
	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが真剣に受け止めればあらゆる差別は減少する 	2件	
	<ul style="list-style-type: none"> ・何もしないでは変わりません。条例に賛成です。 	3件	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にも今まで以上の啓蒙啓発をして人権意識を高揚し、あま市に住んでよかったと思えるようになるでしょう。 	5件	
	<ul style="list-style-type: none"> ・差別され悩み苦しんでいる人に条例は必要です。 	2件	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ等の意見を踏まえ、被差別当事者の意見を聞き、差別や偏見のない町づくりをしてほしい。 	2件	
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の就労について同僚の中にはその人を軽くみる人もいます。条例制定により人権意識が向上すると思うし、向上しなくてはいけない。 	1件		
<ul style="list-style-type: none"> ・「いつでもどこでもすべての人の人権が大切にされ生きがいを感じられるまちづくりを目指します。」について継続的に実行してください。 	1件		

修正事項

あま市人権尊重のまちづくり条例（仮称）の制定に向けた基本的な考え方」

6 ページ「前文について」次の事項を盛り込むことを提言します□枠内

修正前	修正後	理由
○ 「世界人権宣言」及び「日本国憲法」の <u>基本理念</u> を一部引用すること。	○ 「世界人権宣言」及び「日本国憲法」の <u>理念</u> や日本国憲法の <u>基本的人権の内容</u> を踏まえての考えとすること。	「基本理念を一部引用」から「言論の自由」、「表現の自由」については、当然のことながら、条例（案）前文の「基本的人権」に含まれるもので、 <u>理念</u> や日本国憲法の <u>基本的人権の内容</u> を踏まえての考えとに修正させていただきました。

事務局回答

項番	意見の概要(原文要約)	件数	意見に対する事務局の考え方
人権施策推進懇話会関係	第1回及び第4回の議事録が公開されていないのはなぜか？	1件	ご迷惑をおかけしていますが、作成後速やかに公表します
パブリックコメント関係	実施に関して、「条例」等の閲覧期間と意見募集期間が条例という重要な中味にもかかわらず、1カ月は短いのではないか？	1件	4月から懇話会の会議を公開してきたこともあり、意見募集期間としては、1か月間が妥当と考えるところです。 今回のパブリックコメントでは、多数の意見が寄せられましたので、ご意見を今後参考とさせていただきます。
	「条例」が市に住所を有する者だけでなく、市内に通勤し働く者も適用されるにもかかわらず、今回のパブリックコメントは市内に働きに来ている者には保護されていません。	1件	通勤者については「パブリックコメント手続きに係る施策に利害関係を有する方」で該当しますので、今後につきましてはその旨配慮します。ご意見をいただきありがとうございました。